

# 国民健康保険

## 被保険者証を更新

8月1日に国民健康保険被保険者証を更新します。個人ごとの被保険者証を7月下旬に簡易書留で世帯主宛にまとめて送付します。

更新後の被保険者証の有効期限は表1の通り。国民健康保険は市内在住で、職場などの健康保険加入者とその被扶養者、生活保護を受けている人以外の全ての人が加入しなければなりません。

表1 更新後の被保険者証の有効期限

対象	有効期限
被保険者証 昭和27年8月2日～ 28年7月1日生まれ 上記以外の70歳未満	70歳誕生日の末日(1日 生まれの人は前月末) 来年7月31日
被保険者証兼 高齢受給者証 昭和22年8月2日～ 23年8月1日生まれ 上記以外の70歳以上	75歳誕生日の前日(後期 高齢者医療制度へ移行する ため) 来年7月31日

せん。表2に当てはまる人は、必ず14日以内に市役所1階の国民健康保険課に届け出て下さい。◆限度額適用認定証などの更新を市は、市国民健康保険の加入者(表3の一般と現役並み所得者Ⅲを除く)に、入院時の医療費や高額な外来診療費の窓口支払いが表3・4の限度額までになる限度額適用認定証を交付します。また、住民税非課税世帯

の人は食事療養標準負担額が表5の通り減額されます。既に持っている同認定証を引き続き利用する場合は、更新手続きが必要です。

市役所1階の国民健康保険課にある申請書(市ホームページからダウンロード)に必要事項を書いて、直接か郵送で〒664-8503伊丹市役所国民健康課へ。

### 後期高齢者医療制度 保険料額が決定

市は、令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を順次送付します。保険料の納付方法などは次の通り。

表2 届け出が必要な場合

国保に入る	国保をやめる	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>本市に転入した</li> <li>職場の健康保険をやめた</li> <li>職場の健康保険の被扶養者からはずれた</li> <li>子どもが生まれた</li> <li>生活保護を受けなくなった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市を転出する</li> <li>職場の健康保険に入った</li> <li>職場の健康保険の被扶養者になった</li> <li>国保の被保険者が死亡した</li> <li>生活保護を受けるようになった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で住所が変わった</li> <li>世帯主や氏名が変わった</li> <li>世帯を分けたり、一緒にしたりした</li> <li>保険証をなくした(汚れて使えなくなった)</li> </ul>

【年金からの支払い(特別徴収)】手続き不要。4月～来年2月に6期に分けて徴収。口座振替に変更も可。

【口座振替や納付書での支払い(普通徴収)】対象は▽年金の受給額が年額18万円未満の人▽後期高齢者医療制度の保険料

あり。

○市立伊丹ミュージアム ☎772-5959。

◆夏季休業中の学校閉庁日 市内公立幼稚園、小・中学校、伊丹特別支援学校、市立伊丹高校は、教職員の休暇取得の促進を目的に、次の通り閉庁します。

▽幼稚園 8月13・15日▽小・中学校、伊丹特別支援学校、市立伊丹高校 11・15日。

○園学習・生徒指導に関することは市教委学校指導課 ☎780-3534、保育に関することは市教委幼児教育推進課 ☎780-4313、安全・事故に関することは市教委保健体育課 ☎784-80

87、教育行政全般は市教委教育政策課 ☎784-8081。

◆産業技術短期大の市待生候補者選考を実施 8月16日(火)午後1時、総合教育センターで。応募資格は市内在住か市内の高校に在籍する今年卒業見込みの生徒。

○申込書(下記二次元コードから読み取り可)に必要事項を書き、必要書類を添えて、7月28日～8月3日午後5時に直接か郵送(消印有効)で〒664-8503伊丹市教育委員会事務局教育政策課(☎784-8081)へ。

表3 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)	
	Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2600円※1	Ⅱ(同380万円以上)	16万7400円※2
現役並み所得者	Ⅱ(同380万円以上)	16万7400円※2	Ⅰ(同145万円以上)	8万1000円※3
一般		1万8000円※4		5万7600円※5
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※6	8000円		2万4600円
	低所得Ⅰ※7			1万5000円

表4 70歳未満の自己負担限度額(病院・診療所ごとに月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
所得が901万円を超える	25万2600円※1	14万1000円
所得が600万円を超え901万円以下	16万7400円※2	9万3000円
所得が210万円を超え600万円以下	8万1000円※3	4万4400円
所得が210万円以下	5万7600円	
住民税非課税世帯	3万5400円	2万4600円

※1 医療費(保険点数の合計×10円)が84万2000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算  
 ※2 医療費が55万8000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算  
 ※3 医療費が26万7000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算  
 ※4 8月～翌7月の年間自己負担限度額は、14万4000円  
 ※5 4回目以降の自己負担限度額は、4万4400円  
 ※6 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の人  
 ※7 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の人で、その世帯の年間の所得が必要経費・控除(年金の場合は控除額を80万円として計算)および10万円(収入金額に給与収入が含まれている場合)を差し引いたときに0円の人

表5 入院時の食事療養標準負担額

所得区分	1食当たり	
一般(下記以外の人)※1	460円	
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院※2	160円
低所得Ⅰ	100円	

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童などの人は、1食260円  
 ※2 90日以上入院をしている人は、91日からの食事療養標準負担額が変わりますので領収証など入院期間が分かるものを持って申請してください

表6 均等割額の軽減表

軽減判定基準額	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)	7割(1万5044円)
基礎控除額(同)+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	5割(2万5073円)
基礎控除額(同)+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	2割(4万0117円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します

# 伊丹一句の日 入賞作品を発表



柿衛文庫は、「伊丹一句(19)」の年1～3月分の入賞作品を決定しました。1～3月の3カ月間に計2千401句の投句があり、特選3句、入選57句が決定しました。各月の特選作品と作

者は次の通り(敬称略)。  
 【1月分】「冬休みゴロゴロドラドラ大作戦」桶川美咲。  
 【2月分】「春キャベツさくさく平野レミ風」戸川富士子。  
 【3月分】「通知簿に並ぶさんかく春炬燵」押見げげば。入賞作品は同館ホームページで発表。

◎「伊丹一句の日」を開催 7月19・21日、形式にこだわらない自由な俳句を募集します。俳句を詠んだことがない人も気軽に投句を。市立伊丹ミュージアムホームページからも投句できます。無料(特選・入選者には賞品

87、教育行政全般は市教委教育政策課 ☎784-8081。  
 ◆産業技術短期大の市待生候補者選考を実施 8月16日(火)午後1時、総合教育センターで。応募資格は市内在住か市内の高校に在籍する今年卒業見込みの生徒。

新しい被保険者証は全て有効期限が令和4年9月30日までとなります。10月1日以降の被保険者証は9月上旬に送付する予定です。

2割負担となるのは、同一世帯に住民税課税所得額28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる人で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円(単身世帯の場合200万円)以上の人です。

◎8月から新しい限度額適用認定証に入るとその他の合計所得金額の合計が320万円(単身世帯の場合200万円)以上の人です。

犬の登録と狂犬病予防注射  
 生後91日以上飼育犬は、登録と狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。接種をまだ受けさせていない飼い主は、市内獣医院で手続きを。  
 【費用】▷登録と注射=6400円。  
 ▷注射のみ=3400円。  
 登録済みの場合は事前に送付しているがきの持参を。  
 市生活環境課 ☎781-5371